

長崎県高等学校文化連盟日本音楽専門部規定

長崎県高等学校文化連盟規約第6条2項により、日本音楽専門部規程を次のとおり定める。

第1章 総則

【名称】

第1条 本専門部は、長崎県高等学校文化連盟日本音楽専門部と称し、事務局を専門部長指定の学校に置く。

【事業】

第2条 本専門部は、連盟の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 長崎県高等学校総合文化祭【日本音楽部門】の開催
- (2) 長崎県高等学校文化連盟日本音楽部門大会の開催
- (3) 専門部にかかわる研修会・講習会等の開催
- (4) 関係諸団体との連絡・提携
- (5) その他、本専門部の目的達成に必要な事業

第2章 役員

【役員】

第3条 本専門部には、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-----|
| (1) 専門部長 | 1名 | (2) 専門部委員長 | 1名 |
| (3) 委員 | 若干名 | (4) 会計 | 若干名 |
| (5) 監査 | 若干名 | | |

【役員を選出】

第4条 専門部長は、当該専門部の加盟校校長の中から選出する。

2 専門部長は、当該専門部を代表し、その業務を統括する。

第5条 専門部委員長は、当該専門部の委員の中から選出する。

2 専門部委員長は、当該専門部の業務を処理する。

第6条 会計は、原則として当該専門部に所属する部顧問の中から選出し、当該専門部の経理を処理する。

2 監査は、原則として当該専門部に所属する部顧問の中から選出し、当該専門部の会計を監査する。

【組織】

第7条 専門部委員会は、監査を除く専門部の役員で構成する。

【会計】

第8条 本専門部の経費は、連盟の配付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 専門部の予算・決算は、連盟の会長に報告する。

3 専門部の会計年度は、連盟の規約に準じる。

【会議】

第9条 本専門部の会議は次の通りとし、専門部長がこれを招集する。

(1) 総会

毎年1回招集する。

(2) 役員会

役員会は、必要に応じて専門部長がこれを招集する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。